

# ドイツで最後を迎える準備をする —友人の死から学ぶ—

2017年9月9日

公益法人 日独の文化を配慮した介護 DeJaK—友の会、勉強会@ベルリン

## 1)緊急時に備えて準備してありますか？ 一日常編—

- ・自宅の鍵のスペアキーを預けておく
- ・緊急時の連絡者リストを携帯する
  - 連絡者は複数がいい
  - 日常飲んでいる薬の名前
- ・携帯電話／スマートフォン
  - アドレス帳で、緊急連絡者の頭に01, 02などを追記  
(例: 01Sohn、ドイツ語の場合はIN、INsohn)
- ・パスポートのコピーを携帯する

## 2)万一に備えて準備してありますか？ 一手続き編—

- ・今回、全権委任状(Generalvollmacht)が用意してあった
  - 公証人作成(個人の要望に添う)の公正証書
  - 受任者(Generalbevollmächtigte/r)は昔からのドイツ人友人
  - 受任者が法定成人後見人(Betreuer)を指命できる  
(受任者本人が成人後見人になる)
  - 受任者は委任状でその任務を第三者に委任できる
  - 事前医療指示書(Patientenverfügung)とセット
  - 受任者に知らせてなかつた  
(1. Ausfertigung, eine beglaubigte Kopie)

## 3)その他 の方法は？

- ・任意代理委任状(Vorsorgevollmacht)
  - 自己判断できない場合の代理人(通常一人)
  - 公正証書である必要はない
  - 成人後見人(Betreuer)になれる
  - 事前医療指示書(Patientenverfügung)とセット
  - 死亡時は？

## 4)誰に全権を委任するか(人選)？

- ・夫婦の場合は、夫婦同士

- ・信頼性
- ・年齢
- ・事務経験(諸手続き)
- ・日本の財産の有無
- ・日本から年金受給の有無
- ・相続人、家族(日本?)
- ・病気や認知に対する知識

## 5)事前医療指示書(Patientenverfügung)に対する疑問

- ・公証人は、個人の要望に応じて作成する
- ・法務省のひな形では、個人の要望は反映できない
- ・救命措置か延命措置か、簡単に判断できない
- ・友人の事例  
(内臓は問題なくとも、死を選んだ友人)

## 6)死亡時に全権委任状が必要な場合

全権受任者は、ドイツで故人を代理する！

- ・警察とのやり取り(必要があれば)
- ・葬儀屋(墓地を含む)との契約
- ・住宅管理会社とのやり取り
- ・諸々の契約の解約
- ・銀行とのやり取り

## 7)葬儀屋

- ・葬儀、埋葬の打ち合わせ、契約(墓地との契約も含む)
- ・遺体とのお別れ、火葬の日程
- ・パスポート、健康保険カード、出生証明書(ドイツ語)の提出

葬儀屋が手続きすること:

- ・ドイツの役所、日本領事館への通知
- ・死亡証明書(Sterbeurkunde)の手配、受理(原本複数)
- ・独年金機構(Deutsche Rentenversicherung)への通知(法定健康保険も含む)

## 8)住宅と管理会社

委任状と死亡証明書で管理会社に死亡を通知

- ・賃貸住宅の場合:  
法的には、死後一ヶ月内に解約可  
引き渡しは3ヶ月以内

- (ただし、5ヶ月分の家賃を請求されたケースもある)
- 分譲住宅(自己所有)の場合:  
売却には、相続証書(後で説明)が必要  
売却する場合、土地台帳を相続人名義に変更する必要はない

## 9) 契約の解約 - 保険(1)

- 委任状と死亡証明書で解約
  - 企業年金(Betriebsrente)
  - 健康保険(民間)  
(葬祭料(Sterbegeld)?)
  - 追加保険(Zusatzversicherungen)
  - (自賠)責任保険(Haftpflicht)
  - 家財保険(Hausratversicherung)
  - 権利保護保険(Rechtsschutzversicherung)
  - 傷害保険(Unfallversicherung)
  - その他

## 10) 契約の解約 - 保険(2)

- 生命保険(Lebensversicherung)  
委任状と死亡証明書で死亡を通知し、保険証書(Versicherungspolice)を返す  
(死亡保険金の給付には、相続問題は関係しない)
- 個人年金保険  
委任状と死亡証明書で死亡を通知  
受任者はここまでしかできない  
残額の還付手続きは、相続人／代理人が行なう  
(保険証書と相続証書(Erbschein)が必要)  
お金の還付、給付に係ることは、相続人／代理人にしか行なえない

## 11) 契約の解約 - その他

- 委任状と死亡証明書で解約
    - 公共放送料
    - 電気、ガス
    - 新聞、その他の購読
    - 定期乗車券
    - その他
- 支払い条件によっては還付もある  
(相続問題とは関係しない)

## 12) 書類をどう整理しておくのか？

- ・ エンディングノート／ファイル
- ・ 一番の情報源は、  
銀行口座(Girokonto)の残高通知書(Kontoauszug)  
最低2年間分を整理してファイルしておく
- ・ 保険の書類：  
保険証書の返却が必要なものはわかるようにファイル  
その他は、最新の書類さえあればいい
- ・ 住宅、管理会社の書類は重要

## 13) 日本国籍の場合

- ・ 日本領事館にパスポートを返却
- ・ 死亡届の提出、死亡後3カ月以内  
日本領事館か本籍のある自治体で届け出  
死亡証明書(Sterbeurkunde)の翻訳が必要  
(翻訳証明は不要、訳者の氏名、署名が必要)  
日本で年金を受給していた場合は、早めに届け出る！
- ・ 日本側の手続きには委任状は不要

## 14) 銀行口座の問題

- ・ 銀行口座は、死亡後最高6カ月まで故人名で維持できる(受任者ないし相続人が申請)
- ・ それ以降も維持したい場合は、相続人への名義変更が必要(ただし、相続人が一人の場合に限る)
- ・ 自動引き出し(Lastschriftverfahren)、自動払い込み(Dauerauftrag)は、解約まで継続可能
- ・ 受任者は、原則出金できない。ECカード、オンラインバンキングの使用も不可
- ・ 残高照会には、相続証書かそれに代わる証明書が必要
- ・ 解約には、相続証書かそれに代わる証明書が必要

## 15) 経費の負担をどうするのか？

- ・ 銀行口座を共同名義にする(夫婦、直属家族)
- ・ 口座使用委任状(Kontovollmacht)を造っておく(家族、受任者)  
死後も使えるか？
- ・ 立て替え、前借り(家族、受任者？)
- ・ 生前に受任者と話し合っておく
- ・ 葬儀屋／墓地と生前に契約しておく

## 16) 相続に係る問題

- ・故人の財産に係る問題に、受任者はタッチできない
- ・財産は死亡日をもって相続人のものとなる
- ・相続人は、裁判者が発行した相続証書(Erbschein)によって認定される。遺言書だけでは不十分
- ・今回、遺言書があったが、相続証書の発行に申請から約2ヶ月かかった
- ・相続税の支払いについては、約6ヶ月後に税務署から問い合わせがくる

## 17) 遺言書

- ・今回、手書きの遺言書があった
  - ・文面は、公証人が作成していた(重要)
  - ・自宅に保管され、裁判所に遺言書登録されていなかった
  - ・オリジナルを見つけるまでに時間がかかった
  - ・遺言執行人(Testamentvollstrecker)が指定されていなかった
- 遺言書に係る手続き:
- ・遺言書の開封を申請(公証人)
  - ・裁判所が開封を承認
  - ・相続証書の申請(公証人)

## 18) 残された人たちの反応

- ・死に直面した時の反応は、人それぞれ異なる
  - ・故人に対する見方も、人それぞれ異なる
- 葬儀のやり方や墓地の選択で衝突する可能性を生む  
 →それを避けるため、生前にたとえば葬儀・墓地指示書(Bestattungsverfügung)を作成しておく  
 受任者が知っているだけではダメ

## 19) 情報通信化の問題

- ・パソコン、携帯電話／スマートフォンなどのパスワード
  - ・電子メール、ホームページのアクセスデータ(ユーザ名とパスワード)
  - ・ソーシャルメディアのユーザ名とパスワード
  - ・オンラインバンキング、オンラインショッピングのユーザ名とパスワード
- ユーザ名とパスワードの管理をどうするのか？

以上

ふくもとまさお